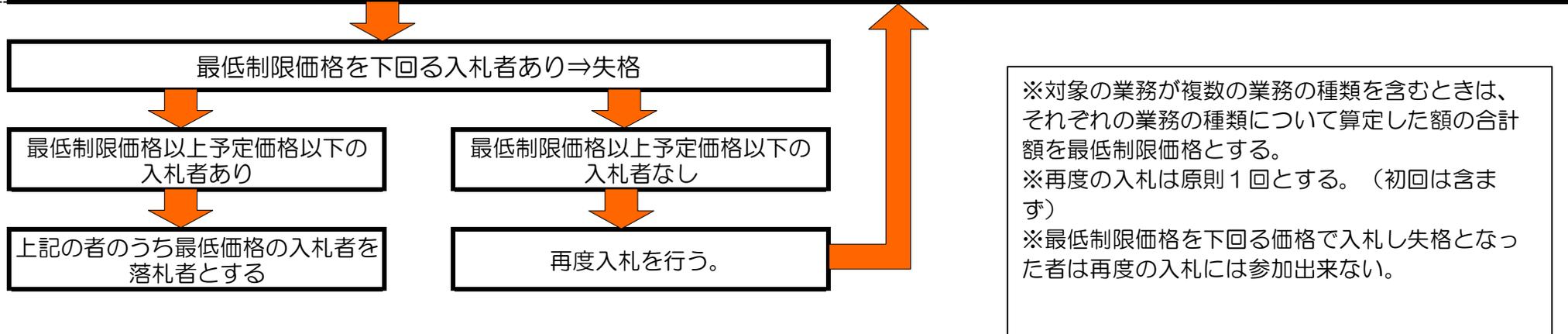


【建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の導入について】

本業市発注の建設コンサルタント業務等について、令和6年5月1日以降に入札執行通知をする案件より、「最低制限価格制度」を導入します。最低制限価格の算定方法は、以下のとおりです。最低制限価格を定めた場合は、その旨を入札執行通知に明示します。

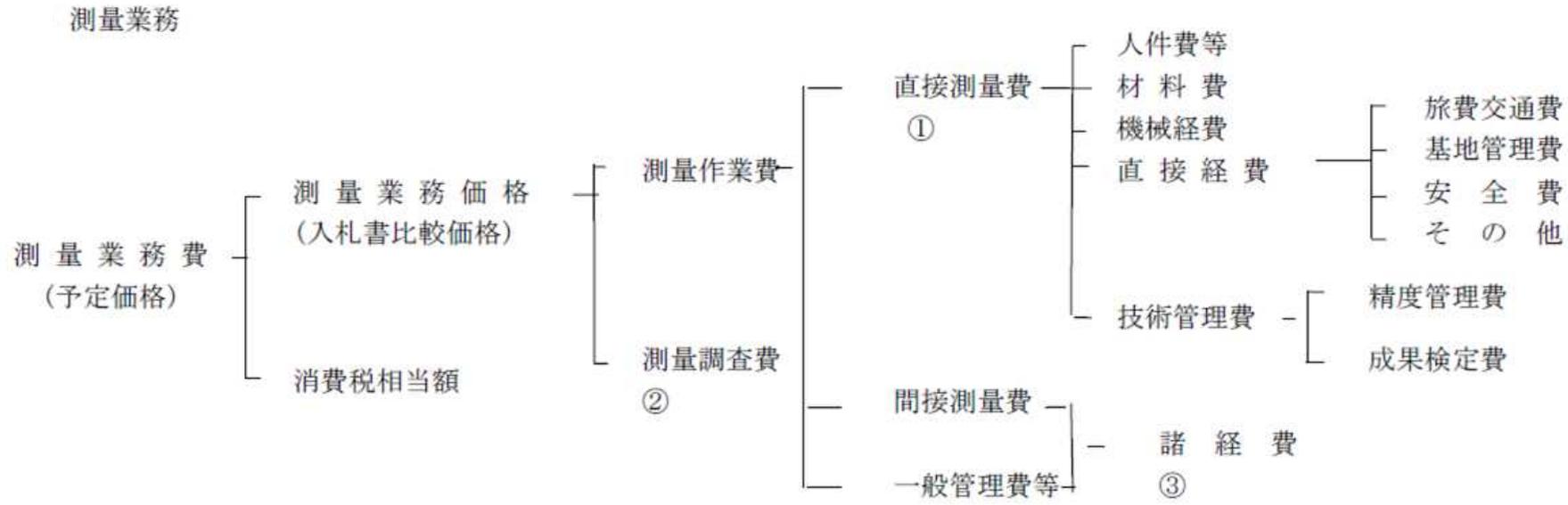
測量業務	建築関係の建設コンサルタント業務	土木関係の建設コンサルタント業務	地質調査業務	補償関係コンサルタント業務
<p>最低制限価格制度</p> <p>最低制限価格</p> <p>①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費×50% 上記合計金額×1.10</p> <p>※ 上記算定式で得られた総額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※ 予定価格（又は、市が積算した当該業務価格に1.1を乗じて得た額）の60%～82%の範囲内で設定（1円未満の端数は範囲内となるよう適宜これを切り上げ又は切り捨てる）</p>	<p>最低制限価格制度</p> <p>最低制限価格</p> <p>①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費×60% ④諸経費×60% 上記合計金額×1.10</p> <p>※ 上記算定式で得られた総額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※ 予定価格（又は、市が積算した当該業務価格に1.1を乗じて得た額）の60%～81%の範囲内で設定（1円未満の端数は範囲内となるよう適宜これを切り上げ又は切り捨てる）</p>	<p>最低制限価格制度</p> <p>最低制限価格</p> <p>①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価×90% ④一般管理費×50% 上記合計金額×1.10</p> <p>※ 上記算定式で得られた総額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※ 予定価格（又は、市が積算した当該業務価格に1.1を乗じて得た額）の60%～81%の範囲内で設定（1円未満の端数は範囲内となるよう適宜これを切り上げ又は切り捨てる）</p>	<p>最低制限価格制度</p> <p>最低制限価格</p> <p>①直接調査費 ②間接調査費×90% ③解析等調査業務費×80% ④諸経費×50% 上記合計金額×1.10</p> <p>※ 上記算定式で得られた総額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※ 予定価格（又は、市が積算した当該業務価格に1.1を乗じて得た額）の2/3～85%の範囲内で設定（1円未満の端数は範囲内となるよう適宜これを切り上げ又は切り捨てる）</p>	<p>最低制限価格制度</p> <p>最低制限価格</p> <p>①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価×90% ④一般管理費×50% 上記合計金額×1.10</p> <p>※ 上記算定式で得られた総額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ※ 予定価格（又は、市が積算した当該業務価格に1.1を乗じて得た額）の60%～81%の範囲内で設定（1円未満の端数は範囲内となるよう適宜これを切り上げ又は切り捨てる）</p>

50万円

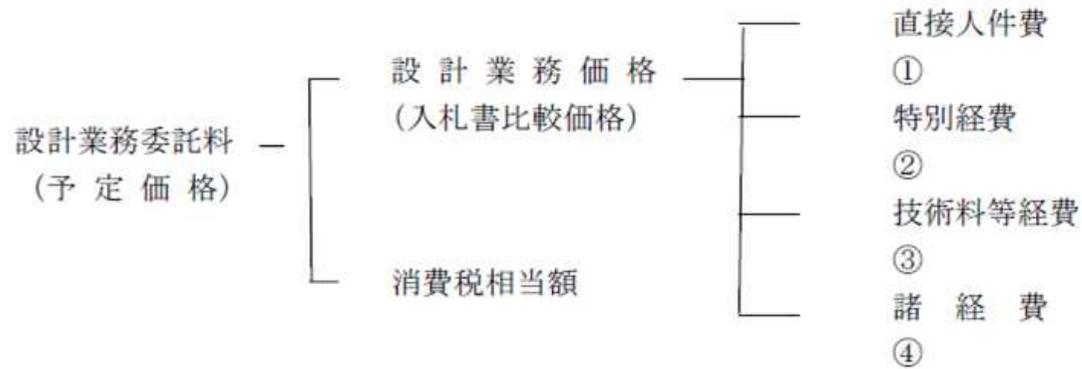


※対象の業務が複数の業務の種類を含むときは、それぞれの業務の種類について算定した額の合計額を最低制限価格とする。
※再度の入札は原則1回とする。（初回は含まず）
※最低制限価格を下回る価格で入札し失格となった者は再度の入札には参加出来ない。

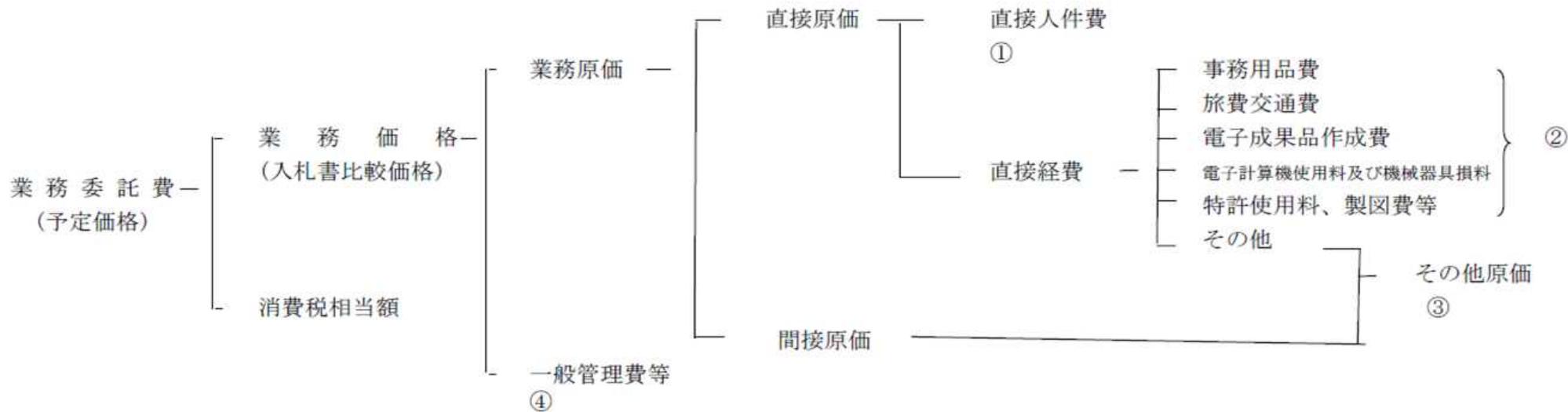
【積算体系による費用区分】



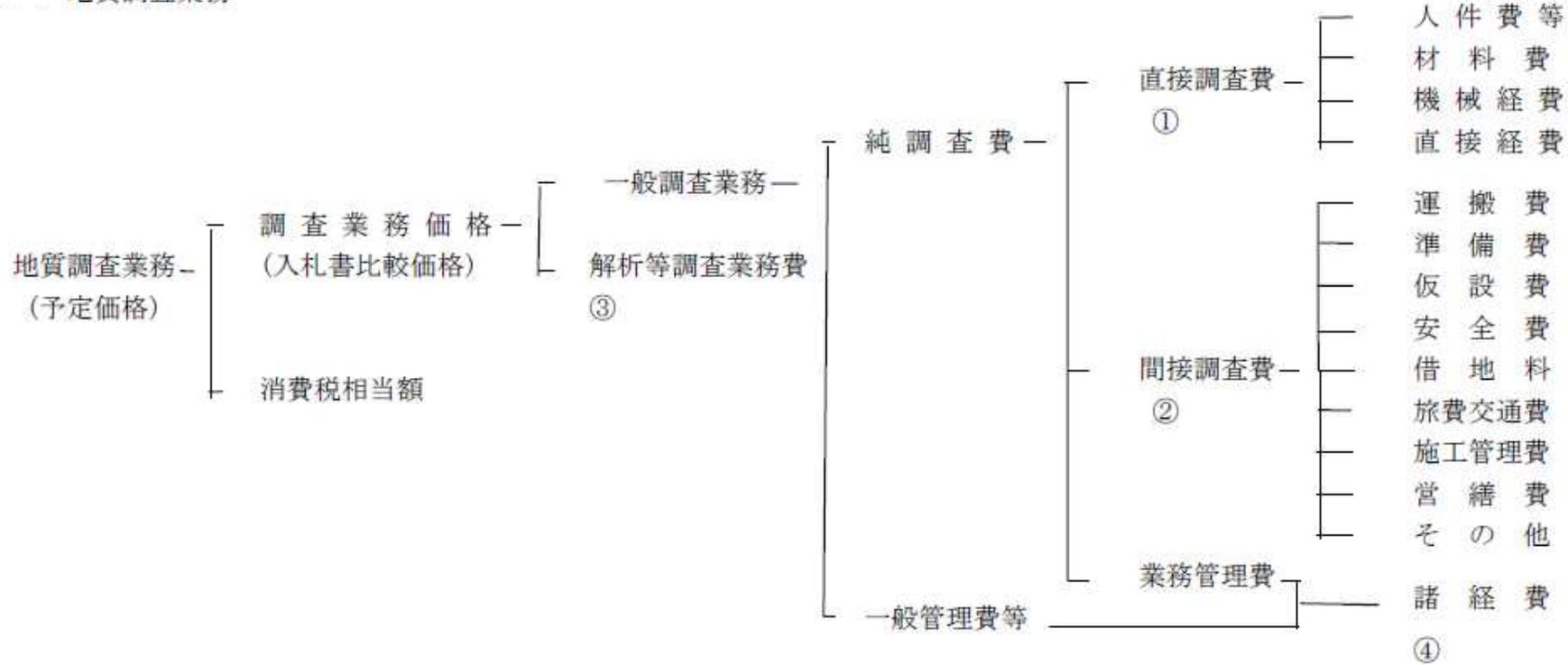
建設コンサルタント業務 [建築関係]



建設コンサルタント業務〔土木関係〕



地質調査業務



補償関係コンサルタント業務

